「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の活用について

2002 年 3 月 19 日
生 協 労 連 書 記 局

（1）「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準（2001 年 12 月 12 日基発 1063 号)」(新過労死認定基準の主要な内容の確認

１．認定要件の改正　旧基準と新基準の違い

［87 基準から 01 基準への基本的変化］長期間の加重業務による疲労の蓄積を考慮

1987.10 基準
発症前の明らかな加重負荷による
①　業務に関連する異常な出来事
②　日常業務に比して特に過重な業務
【日常業務とは　特に過重な業務とは】が
労災認定では争点になっていた。

2002.12 基準
加重負荷を受けたことによる発症
①　異常な出来事
②　短期間の加重業務（特に過重な業務）
③　長期間の加重業務（疲労の蓄積）

＜新基準の具体的な内容＞

ａ．長期間の加重業務とは

「恒常的な長時間労働等の負荷が長期間にわたって作用した場合には、『疲労の蓄積』が生じ、これが血管病変等自然的経過を超えて著しく増悪させ、その結果、脳・心臓疾患を発生させることがある」

ｂ．疲労蓄積の要因としての業務量の観点
発症前 1 ヶ月ないし 6 ヶ月間にわたる作用
1 ヶ月あたりの時間外労働
①４５時間以上は、
発病との関連が徐々に高まる
②８０時間以上であれば、2 カ月間
③100 時間以上になると 1 カ月間
強い関連性が認められる
時間外労働（週４０時間を基準ととして）
休日のない連続勤務による関連性の強化

ｃ．疲労蓄積の業務負荷要因の観点・視点
①勤務要件
不規則勤務、拘束時間の長い勤務、
出張の多い業務、深夜・交替制勤務
②作業環境
寒暖性、騒音、時差
③精神緊張を伴う業務・出来事
【別表】
業務の危険性・加重責任・ノルマ・困難災害
発生・ミス・トラブル・配転・損害

２．疲労の蓄積という考えによる過労死予防への対処［疲労とストレスと健康障害］

◇基準の基本理念＝【長期間の加重業務→疲労の蓄積→脳・血管疾患・過労死（作業関連疾患)】
◇予防の基本原則＝【業務負担の量（長さｂ）と質（勤務条件等ｃ）・健康状態の把握と管理（労働衛生)】
●作業管理　作業負荷としての業務の量的要素・質的要素［ｂ＋ｃ①・③］時間・休憩・休養
●環境管理　ストレス要因としての作業環境［ｃ②＋ｃ③］快適作業基準　ストレス緩和策
●健康管理　過重負荷状態の把握［疲労感とストレス感（疲労の蓄積状態）＋病的変化（基礎疾患)］

（２）過重労働による健康障害防止のための総合対策 2002 年 2 月 12 日（基発 0212001 号）をどう活用するか

１．総合対策の内容

(1)総合対策の目的と課題

→　過重労働による健康障害防止

そのためには、

①疲労回復のための十分な睡眠時間又は休息時間が確保できないような長時間にわたる過重労働を排除する

②疲労が蓄積するおそれのある場合の健康管理対策の強化

③過重労働による業務上の疾病が発生した場合の再発防止措置の徹底

(2)事業者が講ずべき措置

①労働時間に関して

1)３６協定による限度時間 45 時間以下の努力。

＊通常の残業時間はもちろんのこと、「特別な事情」が生じた場合に限度時間を超える一定の時間まで労働時間を延長することができる場合でも、45 時間以下の努力を要請している。

2)時間外短縮努力

＊裁量労働制対象労働者及び管理・監督者についても、健康確保のための責務があることを指摘し、十分な留意を求めている。

3)労働時間把握

＊2001 年 4 月 6 日付け基発第 339 号「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」に基づき、労働時間の適正な把握を行うことを要請。

「総合対策」のなかでは、時間外労働について「 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものである」ことを明確にした上で、労使による36協定によってはじめて、残業が可能であることをあらためて強調している。

したがって、労使で法の趣旨を確認し、その上での36協定の締結と総合対策をすすめることを確認していく必要がある。

②有給休暇の取得促進

＊年次有給休暇の取得しやすい職場環境づくり及び具体的な年次有給休暇の取得促進を図ることを要請。

③健康管理促進（労働安全衛生法第 66 条、69 条の徹底）

1)検診結果の活用、産業医からの意見、事後措置、保健指導、二次健診給付

2)時間外労働 45 時間は産業医の助言、80～100 時間は産業医の保健指導と検診事後措置、過重労働による障害発生では労働コンサルタントによる原因究明（労働時間及び勤務の不規則性、拘束時間の状況、出張業務の状況、交替制勤務・深夜勤務の状況、作業環境の状況、精神的緊張を伴う勤務の状況等について、多角的に原因の究明）、再発防止策の樹立

(3)都道府県労働局及び労働基準監督署などの対策

①「周知啓発」

＊リーフレット（2001 年度中）、関係団体及び産業保健センターの活用、疲労蓄積自己診断チェックリスト（2002 年度中）

②「窓口指導」

1)３６協定届出限度基準

2)「事業者が講ずべき措置」の指導
③「監督指導」
1)時間外 45 時間以上のおそれあるとき指導監督
2)45 時間以上は登録産業医の助言指導、80～100 時間は産業保健指導と検診事後措置の監督指導
3)80～100 時間で指導に従わないときは、作業環境、労働時間、勤務回数、検診結果を提出させ労働安全衛生指導医の意見による厳粛な指導
④再発防止策
1)健康障害発生事業上への原因究明、再発防止指導
2)労働基準関連省令違反に対する司法処分

２．労働組合としての対応

(1)はじめに

2001 年 12 月 12 日に出された基発第 1063 号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」は、医学的見地から長時間労働による疲労の蓄積が脳血管疾患及び虚血性心疾患等、過労死を引き起こすことを明確にし、具体的な労働時間でいえば、月 45 時間以上（年間換算では、40H×4 週×12 ヶ月＋45H×12 ヶ月＝2,460H 以上）が長期間の加重負荷をもたらすと判断しました。
今回の「総合対策」は、これにもとづいて過重労働による脳・心臓疾患の発病を防止するために事業者が講ずべき措置を定め、その周知徹底を図る目的で出されました。そのために、全国の関係団体や事業者団体に通知され、－当然のことながらそのなかには日本生活協同組合連合会の含まれていますが－、「総合対策」の徹底を求めました。

(2)労組としておこなうこと

①「総合対策」を労働組合内部及び労使で学習を
②「総合対策」にもとづく措置の実施　－　当面考えられること
1)月 45 時間以上の３６協定を結んでいるところは、直ちに見直しを
＊なお、「育児・介護休業法」の改正で、育児又は家族的介護を行う労働者の時間外労働の制限があたらに義務づけられました。その内容は、「1 ヶ月 24 時間、1 年 150 時間を超える時間外労働を制限」するものとなっています。この点も含めての見直しが必要となります。
2)月 45 時間以上の残業がある労働者と職場の洗い出しと、残業削減のための具体的な手だての実施。
＊具体的な手だてとしては、一人当たりの労働量の削減、そのための人員増などが考えられる。また、労働者の健康診断と結果にもとづく健康管理対策の実施。当然、総合対策にもとづくものとなる。
＊2001 年度の労働者一人ひとりの年間総労働時間を理事会に提出させよう。
3)有休の消化率の報告・点検と有休取得率向上のための具体的対策

(3)留意点

昨年来、厚労省は労働時間、過労死認定基準等に関する通達を連続して示した。「総合対策」にもあるようにすべてが関連している。労働組合は、サービス残業根絶、労働時間短縮、過労死の予防、メンタルヘルス対策、有休取得の向上、家族的責任の遂行などの視点から、総合的にとりくむ必要がある。
2002 年春闘でこの課題での大きな前進をめざそう。

以上